

日向市Yo-Co-e1 Hyuga補助金交付要綱をここに公表する。

令和8年9月1日

日向市長 西 村 賢

日向市告示第192号

日向市Yo-Co-e1 Hyuga補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国内外の観光客、リモートワーカー及びデジタルノマドの誘致並びに体験型観光コンテンツの造成、提供その他の取組を通じて、観光によるにぎわい及び関係人口の創出を図り、持続可能な観光地域づくりを推進するため、予算の範囲内において日向市Yo-Co-e1 Hyuga補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、Yo-Co-e1 Hyuga（以下「実施主体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施主体の役員が日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施主体が行う事業であって、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) デジタルノマドに関するイベントへの参加又は開催に関する事業
- (2) 国内外のリモートワーカーの受入れに関する事業
- (3) 体験型観光コンテンツの造成、提供又は広報活動に関する事業
- (4) オンラインコミュニティの整備及び運営に関する事業
- (5) 持続可能な観光地域づくりに資する地域ガイド、コミュニティマネージャーその他の人材の育成に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、持続可能な観光地域づくりに関連する事業であって、市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、交際費、慶弔費、食糧費、予備費及び人件費を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費として公金で賄うことが不適当と市長が認めたものは、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 実施主体は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに補助金の交付申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 定款、規約、会則その他これらに類する書類
- (4) 誓約書兼同意書（様式第1号）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理した場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により実施主体に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。
（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、概算払により交付する。
（変更承認）

第9条 実施主体は、事業の内容を変更する場合（事業に係る経費総額の20パーセント以内の額の増減を行う場合を除く。）又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
（実績報告）

第10条 実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現況調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の2に規定する補助金等交付確定通知書により実施主体に通知するものとする。
（補助金の返還）

第12条 実施主体は、市長が補助金の額を確定した場合において、その確定額が既に交付した概算払額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、実施主体が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この告示又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき
（書類の保管等）

第14条 実施主体は、補助金の収支を明らかにした書類及び証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

日向市長 様

所在
名称
代表者氏名

誓約書兼同意書

下記に示す者は、日向市暴力団排除条例第 2 条第 5 号の暴力団等ではないことを誓約します。
また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を日向市に提出すること及び日向市暴力団排除条例に基づき、日向市が暴力団等を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報を警察機関へ提供することについて同意します。

役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	同意年月日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

注） この書面に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき取り扱うものとし、日向市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。